

# 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 10 日

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号  
株式会社フジクラ  
代表取締役 岡田 直樹

株式会社フジクラ（以下「当社」といいます。）は、2023 年 11 月 8 日付でオプトエナジー株式会社（以下「オプトエナジー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、オプトエナジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

## 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2024 年 4 月 1 日

## 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

- (1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、オプトエナジーに対して本吸収合併をやめることの請求をした株主はいませんでした。
- (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過  
オプトエナジーは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
オプトエナジーは、新株予約権を発行していませんでしたので、該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過  
オプトエナジーは、会社法第 789 条第 2 項の規定に従い、2024 年 2 月 26 日付の官報により債権者に対する公告を行い、また、2024 年 2 月 26 日付で、知っている債権者に対し各別に催告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

## 3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

**4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）**

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、オプトエナジーからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

**5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）**

別紙のとおり。

**6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）**

2024 年 4 月 4 日に会社法第 921 条の変更の登記を申請しました。

**7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）**

該当事項はありません。

以上

別紙 オプトエナジー株式会社 事前開示書面

# 吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 26 日

千葉県佐倉市六崎 1440 番地  
オプトエナジー株式会社  
代表取締役 山口 昌幸

オプトエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社フジクラ（以下「フジクラ」といいます。）を吸収合併存続会社として、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決定し、2023 年 11 月 8 日付で、両者の間で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収合併は、当社においては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併となります。

## 1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

## 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸収合併存続会社であるフジクラは、吸収合併消滅会社である当社の完全親会社であることから、本吸収合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

## 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

## 4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

## 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

### (1) 吸収合併存続会社（フジクラ）についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産  
の状況に重要な影響を与える事象の内容

① フジクラは、株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（以下「FDC」という。）との間  
で、2024年2月21日付で、フジクラを吸収分割会社、FDCを吸収分割承継会社と  
して、フジクラがその導体事業に関して有する権利義務の一部をフジクラからFDC  
に承継させる吸収分割契約を締結いたしました。この吸収分割により、フジクラは  
対価としてFDC普通株式1,668株を受領いたします。

② フジクラは、FDCを株式交付親会社とし、沼津熔銅株式会社を株式交付子会社とし  
て、2024年2月21日にFDCの取締役会で承認された株式交付計画に係る株式交  
付に関し、FDCとの間で、2024年2月29日付で、フジクラが有する沼津熔銅株式  
会社の発行済株式の全部をFDCに譲り渡す総数譲渡し契約を締結いたしました。  
この交付により、フジクラは対価としてFDC普通株式1株を受領いたします。

**(2) 吸収合併消滅会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債  
務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

該当事項はありません。

**6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（フジクラ）の債務の履行の見込み  
に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）**

本吸収合併の効力発生日以後のフジクラの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込  
まれます。また、本吸収合併の効力発生日以後のフジクラの収益状況及びキャッシュ・フロ  
ーの状況について、フジクラの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測  
されておられません。したがって、本吸収合併の効力発生日以後におけるフジクラの債務  
について履行の見込みがあると判断いたします。

以上